

練馬区工事情報共有システム実施要領

令和 8 年 4 月

練馬区施設管理担当部施設管理課

(趣旨)

第1条 本要領は、練馬区施設管理担当部が発注する営繕工事における工事施行中の受発注者間の業務の効率化および生産性の向上を図るため、情報共有システムを利用するに当たり、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 本要領において、つぎの各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報共有システム 公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。
- (2) 工事書類 東京都建築工事標準仕様書で定義する書面のうち、承諾、協議、提出、確認、報告および通知の行為に必要な書面およびその添付書類をいう。なお、情報共有システムによる工事書類の提出・受理等の処理を行うことで、紙への署名・押印と同等の処理を行うことが可能であることから、情報共有システムで処理した書類は署名・押印がなくても有効な書面として取り扱う。

(対象工事)

第3条 本要領は、練馬区施設管理担当部が発注する全ての営繕工事に適用する。

- 2 対象工事の受注者は、原則として契約後速やかに、次条各号の要件を満たす情報共有システムを選定し、発注者と協議を行うものとする。
- 3 対象工事の受注者は、やむを得ない事情により情報共有システムを利用できない場合は、契約後速やかに情報共有システムを利用しない理由を明らかにした上で、発注者と協議を行うものとする。

(情報共有システム)

第4条 本要領で使用する情報共有システムは、国土交通省が定める「工事施行中における受発注者間の情報共有システム機能要件 営繕工事編」の最新版の仕様を満たすシステムのうち、つぎの各号の要件を満たすものから選定する。

- (1) 日本の法令の範囲内で運用できるサービスであること。
 - (2) 海外への機密情報の流出リスクを考慮し、リージョン（国・地域）を国内に指定できること。また、データが海外に保存されないこと。
 - (3) ISO/IEC27017等の第3者認証を取得していること。
 - (4) LGWAN-ASPに対応していること。
- 2 本要領において受注者が負担する情報共有システムの利用に係る料金は、契約工期分を積上げ共通仮設費に計上している。なお、やむを得ない事情により情報共有システムを使用できない場合、工事費減額の対象とする。

(対象とする工事書類)

第5条 情報共有システムで対象とする工事書類は、「施設管理課受注者等提出書類処理要領」に規定する書類、しゅん工図、工事写真、請求書その他の書類を原則とする。ただし、押印書類または証明書の紙原本等、電子化が極めて困難な場合は、紙媒体で提出すること。

(情報セキュリティ)

第6条 受注者は、情報漏えい防止等の観点から情報共有システムの利用に当たり、つぎに掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ID・パスワードの管理の徹底。なお、パスワードは複数の文字種を混合し、10桁以

上で類推困難なものを設定すること。

- (2) 利用者を必要最小限とし、権限のない者に使用させないこと。
- (3) コンピューターウイルス対策の徹底
- (4) 個人情報等機密情報の漏えい、滅失、改ざんまたはき損の防止
- (5) 定期的なバックアップの取得等、工事書類の電子データの管理徹底
- (6) 情報の漏えい等セキュリティ事故が発生した場合の発注者への報告
- (7) 受注者が一般社団法人日本建設連合会の定める「元請会社における情報セキュリティガイドライン」等の情報セキュリティに関するガイドラインを元に情報セキュリティ対策を定めている場合は、その対策

(検査)

第7条 本要領に伴う書類検査について、情報共有システムで処理を行った工事書類は、電子データを利用した検査（電子検査）を原則とする。

(その他)

第8条 本要領に定めがない事項に関しては、受発注者間で協議の上、定めるものとする。

付 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 練馬区工事情報共有システム試行要領（令和7年3月26日 6 練総施第668号）は、廃止する。